

証券コード 4380
2023年4月7日
(電子提供措置の開始日 2023年4月3日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株 式 会 社 M マ ー ト
代表取締役社長 村 橋 純 雄

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第23期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト <https://www.m-mart.co.jp/ir/library/meeting.html>

また上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しています。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（4380）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年4月21日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月24日（月曜日） 午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 ハイアット リージェンシー 東京 地下1階 「クリスタルルーム」
（東京都新宿区西新宿二丁目7番2号）
3. 会議の目的事項
報告事項 第23期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ・なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(※記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2022年2月1日～2023年1月31日）における世界経済は、新型コロナウイルス感染者の減少とワクチン接種の普及に伴う経済活動の正常化、ロシア・ウクライナ戦争の戦況膠着、米国FRB、欧州ECBはじめ各国中央銀行の利上げ等により、ここ数年の金融緩和に支えられた景況から一転して、世界的なインフレと金融引き締めに伴う景気後退リスクが懸念されています。

国内では、日銀の大規模緩和政策の継続による金利差拡大等に伴い急激な円安が生じ、金融当局による為替介入や、米国のインフレ鎮静化の観測等により一旦は下落に向かいましたが、電力料金や食料品をはじめ広汎な物価上昇が起きています。

経済活動の正常化と入国規制の緩和、全国旅行支援等により、インバウンド消費を含む国内消費が活性化する期待はあるものの、景気の先行きに対する不透明感は払拭されていません。また、コロナ関連融資の返済開始や、政府・自治体の助成金/補助金打ち切り検討に伴う、企業の倒産数、廃業数の増加も懸念されます。

特に、中長期的観点で見ますと、日本の総人口、労働力人口はともに減少が続いており、コロナ禍を経て少子高齢化に益々拍車がかかり、流通業のみならず全ての業界で人手不足が深刻化し、省人・省力化と生産性の向上が重要な課題となっています。

このような事業環境のもと、「流通変革のためのインフラを創る」ことを使命とする当社は、コロナ禍により停滞する流通の突破口となるべく、2022年2月に国内初となる業務用フリーマーケット「ラプター」を開設しました。農産物等での日本独自の複雑な流通慣行を排して、生産者・メーカー等が業務用商品を直接、需要家に販売する仕組みです。

また、買い手企業側の様々なニーズにも応えるべく、大口の出品に特化した「ネット大卸オークション」を、2022年4月に開設し、買い手の商品リクエストに対して売り手が入札する「仕入れたい」入札システムを、2022年7月に開設しました。

その他にも、サイト利用者のUX/UIの質を高める取り組みを行っております。サイト運営用サーバーのクラウド化を2022年4月に実施し、各サイトの安定性が増すとともに、柔軟・迅速な拡張性を確保しました。

また、主力サイト「Mマーケット」のUX改善を行い、2022年10月よりリリースしました。売り手企業が複数のサイトで多数の受注がある場合は、煩雑な手続きを手作業で行う必要がありましたが、その大部分を自動化して出荷までの手数を大幅に削減

いたしました。さらに、複数サイトをまとめて一括して登録と管理が可能となるように改修を行い、2023年1月よりリリースしています。
今後も引き続き、「Mマーケット」のUX/UIの改善を図っていくとともに、「Bnet」等他のサイトのUX/UIの見直しも進めてまいります。

以上のような取り組みの結果、当社が運営するサイトの買い手会員数は、当事業年度末現在で200,709社（前期末比13,664社増（7.3%増））と、毎月1千社を超えるペースで増加し、20万社を超えました。

売り手企業側も、出店型サイト（「Mマーケット」「Bnet」「C-joy」）の出店社数が前期末比2.6%増加し、出品型サイト（「卸・即売」「ソクハン」）の出品社数も同5.1%増加しました。

これに伴い、当社サイトにおける当事業年度の総流通高は、主に「Mマーケット」の伸びが寄与した結果、95億62百万円となりました（前年比21億98百万円増（29.9%増））。

取引内容を見ても、1件当たりの取引額が継続的に増加しており、為替動向を受けて海外バイヤーによる当社サイトの利用も増えていきます。

また、当社各サイトで利用可能な決済手段「Mコイン」を2016年より提供していますが、少額の手数料負担で利便性が高い点が認知されて利用高が増加しており、2022年10月には月間利用高1.5億円と、過去最高を記録しました。

以上のような出店社数・出品社数の増加、総流通高の増加等に伴い、出店料（固定額）収入、マーケット/システム利用料（取引高比例）収入等による営業収益（売上高）は、986,055千円（前期比9.2%増）となりました。営業費用（販売費及び一般管理費）において、出店・出品の訴求等を目的とする広告宣伝費の増加や、サーバーのクラウド化に関する一時的な費用の発生はありましたが、営業利益349,938千円（前期比29.6%増）、経常利益350,138千円（同29.3%増）、当期純利益235,019千円（同28.7%増）と、各利益ともに増益となりました。

利益率も、営業利益率35.5%（前期比5.6ポイント改善）、経常利益率35.5%（同5.5ポイント改善）、当期純利益率23.8%（同3.6ポイント改善）といずれも改善しております。

（2）設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス対応のワクチンや治療薬の普及等により、日本経済は緩やかな回復傾向にあります。地政学リスクや自然災害、各種感染症等の影響に今後も留意する必要があります。

こうした中、当社が持続的に成長し企業価値を高めるとともに、目標を達成するために対処すべき課題は、以下のとおりです。

①競争力の強化

当社は多くの売り手企業及び買い手企業との売買を仲介しておりますが、時代の進化、産業構造の進化、販売方法、IT技術等、顧客（売り手企業、買い手企業）を取り巻く環境は絶えず進化しております。

その中において競争力を強化するためには、顧客の抱える課題をいかに素早く察知し、解決の手段、機会を提供することにかかっております。

IT技術、デジタルマーケティング、ビッグデータ等を通じて、会社を挙げて解決していくよう取り組んでまいります。

②技術革新への対応

当社はサイト運営企業であり、システム開発を全て内製化しているため、常に外部環境におけるITの進化を注視しながら対応する必要があります。また、常にシステム攻撃の危険をはらんでいることから、防御に対する意識も高める必要があります。

こうしたことから、常時システム設備への投資を行い、技術力の進歩に努めてまいります。

③財務体質の強化

当社は、中長期的に安定成長を続けることで企業価値を高め、フリーキャッシュ・フローを最大化する、キャッシュ・フロー重視の経営を推進していくために、売掛金や不良債権等のリスク管理を徹底することにより、財務体質の強化に努めてまいります。

④人材の確保・育成

当社が推進する事業は新しい領域であり、営業、システム技術を含め事業全体において、主体的に取り組むことができる人材の確保が必要とされております。このような環境下では、過去の知識や経験にとらわれずに柔軟な発想、素直な心で毎日学ぶという姿勢を持つ人材の確保が肝要であります。

業界そのものの進歩が速く専門化していく中で、専門的かつ正確な知識と学ぶ力をもった人材を確保し、育成することを重視してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2020年1月期)	第21期 (2021年1月期)	第22期 (2022年1月期)	第23期 (当事業年度) (2023年1月期)
営業収益(千円)	684,841	777,610	902,941	986,055
経常利益(千円)	147,415	178,308	270,787	350,138
当期純利益(千円)	98,346	119,225	182,556	235,019
1株当たり当期純利益金額(円)	20.11	24.38	37.33	48.06
総資産(千円)	1,216,685	1,402,642	1,618,752	1,901,574
純資産(千円)	880,320	974,997	1,108,593	1,294,708
1株当たり純資産額(円)	180.00	199.36	226.68	264.74

(注) 当社は第21期において、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を2020年8月1日付で行いましたが、比較可能性の観点から、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項ありません。

(7) 主要な事業内容(2023年1月31日現在)

業務用食材、厨房機器、備品・用品等の電子商取引サイトの運営

(8) 主要な営業所及び工場(2023年1月31日現在)

本 社 (東京都新宿区)

(9) 従業員の状況(2023年1月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名 [11名]	2名増 [3名増]	50歳7ヶ月	5年0ヶ月

(注) 従業員数は正社員数であり、臨時従業員数(アルバイト、契約社員等)は[]外数で記載しております。

(10) 主要な借入先(2023年1月31日現在)

借入れがないため該当事項ありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 14,000,000株
- (2)発行済株式の総数 4,890,800株 (自己株式 310株を含む。)
- (3)株主数 2,107名
- (4)大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
村橋 純雄	1,491,800	30.50
合同会社エムホールディングス	760,000	15.54
宇井 裕希乃	380,000	7.77
九谷田 登志恵	380,000	7.77
村橋 勝子	240,000	4.90
村橋 伸繁	238,000	4.86
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	116,900	2.39
松井 隆行	60,000	1.22
五味 大輔	52,000	1.06
相地 朱美	48,000	0.98

(注) 持株比率は自己株式 (310株) を控除して算定しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 橋 純 雄	
常 務 取 締 役	九谷田 登志恵	営業本部長
取 締 役	宇 井 裕希乃	業務監理本部長
取締役(社外)	石 田 敦 信	トキワユナイテッドパートナーズLLP パートナー (株)トキワフィナンシャルアドバイザー 代表取締役
常 勤 監 査 役	小野寺 泰	
監査役(社外)	中 田 秀 幸	中田会計事務所代表
監査役(社外)	土 居 明 史	シティア公認会計士共同事務所公認会計士 (株)エイゾン・パートナーズ 代表パートナー

- (注) 1. 取締役石田敦信氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中田秀幸氏及び土居明史氏は、社外監査役であります。
3. 取締役石田敦信氏、監査役中田秀幸氏及び土居明史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役の石田敦信氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、コンサルティング業を営んでいる等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役の中田秀幸氏及び土居明史氏は、各々税理士、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。保険料は全額会社が負担しております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記の保険契約に含まれておりません。

(4) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	59,400千円 (1,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,400千円 (3,600千円)
合 計	7名 (3名)	67,800千円 (5,400千円)

- (注) 1. 取締役報酬の限度額は、法令に基づき2016年4月26日に開催した株主総会で年額 300万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
2. 監査役報酬の限度額は、法令に基づき2016年4月26日に開催した株主総会で年額 500万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
3. 当社の役員報酬は固定報酬のみで構成されております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外取締役	石田 敦信	トキワユナイテッドパートナーズ LLP 株式会社トキワフィナンシャルア ドバイザリー	パートナー 代表取締役	—
社外監査役	中田 秀幸	中田会計事務所	代表	—
社外監査役	土居 明史	シティア公認会計士共同事務所 株式会社エイゾン・パートナーズ	公認会計士 代表 パートナ ー	—

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	石 田 敦 信	公認会計士や税理士の資格、コンサルティング業経営等の知見を活かし、当社の経営方針や経営改善等の助言を行う役割を期待しております。当事業年度では、開催の取締役会13回中13回に出席、議案審議等に必要な発言を適宜行い、期待される役割を果たしております。
社外監査役	中 田 秀 幸	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席、また、監査役会12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	土 居 明 史	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席、また、監査役会12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりです。当社はこの基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても経営環境の変化等に対応して見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

【基本方針】

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化のうえ、関連資料とともに、適用あ

る法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に保存管理します。

- ②株主総会議事録、取締役会議事録等事業運営上重要事項に関する書類は、取締役及び監査役から要請があった場合に、適時閲覧可能な状態を維持します。
- ③企業機密については、「企業機密管理規程」に基づき適切に管理します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- ①「取締役会規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」を定め、業務の遂行は所定の承認を得た後に行います。
- ②リスク管理に関して、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、定期的にリスクの点検・評価・対策等を管理します。
- ③有事の時は、社長を本部長とする対策本部を設置し、対応策等危機管理にあたります。
- ④内部監査部門は、内部統制の整備状況を検証します。

(3) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」、「組織管理規程」及び「職務権限規程」により、取締役及び使用人の分掌と権限を定めます。
- ②取締役会は、中期計画及び年間事業計画を決定し、その執行状況を監督します。
- ③経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するようにシステム部門を置いて整備をすすめ、会社全体で最適化を図ります。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するために、企業理念と社訓を定め繰り返し周知徹底を図ります。
- ②当社は、コンプライアンス規程を制定し、周知徹底を図ります。
- ③反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切関係を持ちません。
- ④内部監査部門は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行います。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう対応します。
- ②監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定めます。

- (6) 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項
- ①当該使用人の取締役からの独立性を確保します。
 - ②当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事します。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により報告します。
 - ②内部監査部門は、監査の結果を監査役に報告します。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。
 - ②社長は、監査役と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通を図ります。
 - ③監査役の職務執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部の専門家との連携を図ります。
 - ④監査役が職務執行上必要と認める費用について会社に請求することができます。
 - ⑤監査役は、監査役会を開催し、監査の実施状況等について情報交換及び協議を行います。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ①当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、「財務経理規程」を定めます。
 - ②内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行います。

【運用状況】

- ・取締役会を開催し、重要事項につき審議決定を行うとともに、各取締役から業務執行について報告を受けています。
- ・内部監査部門は業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等について監査し、必要に応じて改善提言を実施しています。
- ・各規程につきまして、経営環境の変化等に対応し見直しを実施しました。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,820,820	流 動 負 債	606,866
現 金 及 び 預 金	1,597,220	未 払 金	5,187
売 掛 金	28,298	営 業 未 払 金	192,060
営 業 未 収 入 金	192,410	未 払 費 用	17,047
未 収 入 金	132	未 払 法 人 税 等	77,374
前 払 費 用	9,130	未 払 消 費 税 等	19,397
貸 倒 引 当 金	△6,872	前 受 金	91,808
そ の 他	500	預 り 金	196,940
固 定 資 産	80,754	ポ イ ン ト 引 当 金	6,780
有 形 固 定 資 産	6,764	そ の 他	270
建 物	4,886	負 債 合 計	606,866
工 具、器 具 及 び 備 品	1,878	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	6,681	株 主 資 本	1,294,708
ソ フ ト ウ ェ ア	4,701	資 本 金	318,619
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	1,980	資 本 剰 余 金	260,782
投 資 其 他 の 資 産	67,308	資 本 準 備 金	260,782
敷 金 及 び 保 証 金	55,471	利 益 剰 余 金	715,655
繰 延 税 金 資 産	11,837	そ の 他 利 益 剰 余 金	715,655
		繰 越 利 益 剰 余 金	715,655
		自 己 株 式	△348
		純 資 産 合 計	1,294,708
資 産 合 計	1,901,574	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,901,574

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	986,055
営業費用	636,116
営業利益	349,938
営業外収益	
受取利息	15
その他	184
経常利益	350,138
税引前当期純利益	350,138
法人税、住民税及び事業税	116,217
法人税等調整額	△1,098
当期純利益	235,019

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 計 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当期首残高	318,619	260,782	260,782	529,540	529,540	△348	1,108,593	1,108,593
当期変動額								
剰余金の配当				△48,904	△48,904		△48,904	△48,904
当期純利益				235,019	235,019		235,019	235,019
当期変動額 合 計	-	-	-	186,115	186,115	-	186,115	186,115
当期末残高	318,619	260,782	260,782	715,655	715,655	△348	1,294,708	1,294,708

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しています。主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	5年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間(5年)に基づいています。

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②ポイント引当金

販売促進を図るために付与したポイントの当事業年度末における未使用残高のうち、当社の市場において決済に利用できるMコインに変換された金額から、将来使用されると見込まれる金額を、使用実績率に基づいて計上しています。

(3) 収益及び費用の計上基準

顧客に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に顧客が受け取ると見込まれる金額をもって、収益を認識しています。詳細は「5. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従い、ほとんどすべての収益の額を認識した契約に新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益および期首繰越利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 14,077千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 4,890,800株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の数 310株
(3) 配当に関する事項

<配当金支払額>

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月22日 定時株主総会	普通株式	48,904	10.00	2022年 1月31日	2022年 4月25日

<基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの>

2023年4月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

- ① 配当金の総額 63,576千円
② 1株当たり配当額 13.00円
③ 基準日 2023年1月31日
④ 効力発生日 2023年4月25日

なお、配当原資は利益剰余金とすることを予定しています。

5. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

Mマート	669,446千円
B n e t	126,535千円
卸・即売、ソクハン	142,067千円
その他	48,006千円
外部顧客への収益	986,055千円

当社はeマーケットプレイス事業のみの単一セグメントであるため、販売サイト別の売上高を記載しています。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社の主な営業収益は、出店社（売り手）より受領する出店料、マーケット利用料、システム利用料であり、履行義務の内容及び履行義務の充足時点（収益を認識する時点）は以下のとおりです。なお、いずれの取引も対価を履行義務の充足から概ね1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれていません。

①出店料

主な履行義務は、一定期間にわたりMマート市場等の当社販売サイトを出店社に利用させるサービスの提供です。そこで、当該サービスを提供する期間にわたり履行義務が充足されるものとして、収益を認識しています。

②マーケット利用料、システム利用料

主な履行義務は、Mマート市場等の当社販売サイト上での売買取引成立に係るサービスの提供です。そこで、販売サイト上で売買取引が成立した時点で履行義務が充足されるものとして、収益を認識しています。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

項目	区分	当事業年度（千円）	
		期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	売掛金	25,316	28,298
契約負債	前受金	103,113	91,808

顧客との契約から生じた債権、契約負債は、貸借対照表においてそれぞれ「売掛金」「前受金」として表示しています。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、103,113千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	4,278千円
貸倒引当金	2,104千円
ポイント引当金	2,076千円
資産除去債務	3,347千円
その他	31千円
繰延税金資産小計	11,837千円
評価性引当額	-千円
繰延税金資産合計	11,837千円

7. 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、短期的な運転資金は銀行借入による調達を予定しています。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。営業債務である営業未払金は流動性リスクに晒されていますが、資金繰計画を作成する等の方法によって管理しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っています。当期末現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は記載を省略しています。また、金融商品のうち流動資産項目(預金、売掛金、未収入金、営業未収入金、短期貸付金)及び流動負債項目(預り金、未払金、営業未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等)は、短期間で決済され時価が帳簿価格に近似することから、記載を省略しています。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金※1	55,471	55,471	-
資産計	55,471	55,471	-

※1 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と、金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高です。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算

定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	55,471	-	55,471
資産計	-	55,471	-	55,471

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

関係する将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|------------------|------|-----|
| (1) 1株当たり純資産額 | 264円 | 74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 48円 | 06銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年3月17日

株式会社 M マー ト
取締役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 義浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Mマーットの2022年2月1日から2023年1月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月25日

株式会社Mマート 監査役会

常勤監査役	小野寺	泰	Ⓔ
社外監査役	中田	秀幸	Ⓔ
社外監査役	土居	明史	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

〔議案及び参考事項〕

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は持続的な成長を維持するため、内部留保を充実させ財務体質の強化を図るとともに、新サービスの開発、新規事業の立ち上げを行うことが重要と考えています。他方で、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題として認識しておりますので、経営成績、財政状態等を勘案しつつ配当を実施していく方針です。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 13円00銭 総額 63,576,370円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年4月25日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 村橋 純雄 (1936年5月4日)	2000年2月 当社代表取締役社長（現任）	1,491,800株
2	再任 九谷田 登志恵 (1959年3月28日)	2012年4月 当社取締役 2016年4月 当社常務取締役営業本部長（現任）	380,000株
3	再任 宇井 裕希乃 (1973年4月27日)	2000年12月 当社取締役 2017年1月 当社取締役業務監理本部長（現任）	380,000株
4	再任 石田 敦信 (1972年11月25日)	1994年10月 青山監査法人入所 1999年10月 中央監査法人入所 2000年7月 株式会社エスプール入社 2007年6月 トキワユナイテッドパートナーズLLPパートナー（現任） 株式会社トキワフィナンシャルアドバイザリー代表取締役（現任） 2017年12月 当社社外監査役 2021年4月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) トキワユナイテッドパートナーズLLPパートナー 株式会社トキワフィナンシャルアドバイザリー代表取締役	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村橋純雄氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時は同内容で更新を予定しております。
4. 石田敦信氏は、社外取締役候補者であります。石田敦信氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士の資格を有するうえ、コンサルティング業を営んでおり、その豊富な知見と経験を当社の経営に活かしていただくためであります。また、石田敦信氏には、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待しております。なお、石田敦信氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、石田敦信氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、石田敦信氏の社外取締役選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、石田敦信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時	2023年4月24日（月曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
開催場所	東京都新宿区西新宿二丁目7番2号 ハイアット リージェンシー 東京 地下1階「クリスタルルーム」 電話 03-3348-1234（代表）



交通のご案内	都営地下鉄大江戸線	都庁前駅	A7出口	より徒歩約3分
	JR線・小田急線・京王線	新宿駅	西口	より徒歩約12分
	東京メトロ丸の内線	西新宿駅	2番出口	より徒歩約7分

駐車場・駐輪場のご用意はありませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
新型コロナウイルスの流行の状況、ご自身の体調をご確認のうえで、マスク着用などの感染予防にもご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
総会会場では、感染予防の対策をさせていただく場合もありますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。